

		番号	1
随 意 契 約 理 由 書			
工事名 (案件名)	令和7年度庁舎管理事業 野尻庁舎行政機能移転電話配線等工事		
履行場所	小林市野尻町東麓1183番地2		
工事概要 (業務委託概要)	庁舎本館から別館への行政機能移転に伴う電話の移設配線及びデータ設定等 一式		
契約金額	1, 4 8 5, 0 0 0 円		
契約締結日	令和7年5月23日		
契約の相手方	[名称] OKIクロステック株式会社 九州支店 [所在地] 福岡県福岡市南区向野二丁目9番26号		
契約の相手方の 選定理由	現状の電話配線図等が存在しないが、これまで庁舎の電話配線改修工事を履行し、配線状況等を詳細に把握している唯一の業者である。 他の業者は配線状況がわからないことから、別途配線状況調査及び設計委託が必要となり、コスト高となる上に移転時期にも遅延が生じる。 このことから、これまで電話改修工事を行い詳細を把握しているOKIクロステック株式会社と下記根拠により随意契約を締結する。		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 該当		
担当課	[部課名] 野尻庁舎 地域振興課 [電話番号] 0984－44－1100(内線220)		

随 意 契 約 理 由 書

工事名 (案件名)	令和7年度 TENAMUビル公共スペース運営事業 TENAMUビル公共スペース改修工事
履行場所	小林市細野1897番地
工事概要 (業務委託概要)	公共スペースに内部間仕切り設置(N=4カ所)
契約金額	2,255,000 円
契約締結日	令和7年6月3日
契約の相手方	[名称] 坂口建設株式会社 [所在地] 小林市野尻町三ヶ野山3214番地1
契約の相手方の 選定理由	当該改修工事にあたり、TENAMUビルは小林まちづくり株式会社所有のため、協議した結果、構造等の情報を持ち合わせている当ビルの施工業者に発注することを条件に改装の承諾を得ているため。
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号 該当
担当課	[部課名] 教育部 社会教育課 [電話番号] 0984 - 22 - 7912(内線 766-200)